

法令等遵守状況緊急点検結果における不適切事案の是正状況について

県が事業者として対応する必要がある法令に定めのある届出、報告、点検等(以下「届出等」という。)については、庁内で共有する点検リストを作成し、本年4月25日から6月2日にかけて各所属において緊急点検を実施しました。その結果、庁内全217所属のうち119所属で19法令、26項目、281件の不適切な事案が判明し、6月12日に公表するとともに、是正に取り組んできたところです。

今般、9月末時点の是正状況を取りまとめましたので、以下のとおり報告します。

1 是正状況

281件の不適切事案中、6月12日時点で是正済であった90件を除く191件のうち、187件について9月末時点で是正を完了しています。残り4件(建築基準法に基づく建築物または建築設備の定期点検)についても、2件は既に建築設計監理業者に発注済、2件は入札手続中であり、いずれも12月中に点検が完了する予定です。

※法令ごとの是正状況は別紙を参照ください。

2 再発防止策

今回作成した点検リストの更新と総点検を毎年度行っていき、法令遵守の徹底を図っていくとともに、法令所管課においては、庁内への指導を徹底していきます。

法令ごとの是正状況一覧

項目	根拠法令等	条項	法令等の内容	不適切		
				事案件数	是正済	対応中
1	河川法	第24条	河川管理者が管理する河川区域内の土地を占有する場合は、河川管理者の許可を受けなければならない。	1	1	
2	道路法	第32条	道路管理者が管理する道路区域内の土地を占有する場合、道路管理者の許可を受けなければならない。	1	1	
3	政府契約の支払遅延防止等に関する法律	第10条	国および地方公共団体を当事者の一方とする契約で、工事の完成もしくは作業、その他の役務の給付または物件の納入に対し国等が対価の支払を行うべきものについて、契約書等の書面で支払時期を明らかにしていない場合は、相手方から適法な支払い請求書受領した日から15日以内の日を支払期日とする。	9	9	
4	労働安全衛生法	第45条	ボイラー等の定められた機械等について、事業者は定期に自主検査を行い、その結果を記録しておくなければならない。	2	2	
5	労働基準法 同施行規則	第39条 第24条の3	使用者は、その雇入れの日から起算して6箇月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、または分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。	5	5	
6	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第6条第2項、第3項	自動車の所有者が、その保有する自動車に係る保管場所の位置等を表示する保管場所標章について警察から交付を受け、当該自動車に表示しなければならない。	54	54	
7	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第7条第1項	自動車の所有者が、その保有する自動車に係る保管場所を変更したときは、変更日から15日以内に保管場所の位置を管轄する警察署へ届け出なければならない。	32	32	
8	道路運送車両法	第12条、第67条	自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名もしくは名称もしくは住所または使用の本拠の位置に変更があった場合、変更日から15日以内に変更登録の申請をしなければならない。 また、自動車検査証の記載事項に変更があった場合、変更日から15日以内に、当該事項の変更について国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。	41	41	
9	道路運送車両法	第48条	自動車の使用者は、自動車の種別、用途等に応じて定められた期間(3月、6月、1年)ごとに、点検の時期および自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。	2	2	
10	道路交通法	第74条の3 第1項、第5項	自動車の使用者は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について定める要件を備える者のうちから安全運転管理者を選任しなければならない。 また、安全運転管理者または副安全運転管理者を選任したときは、選任した日から15日以内に使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。解任したときも同様に届け出なければならない。	7	7	
11	地方税法	第447条	軽自動車の所有者は、市町村の条例の定めるところにより、必要な事項を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。	3	3	
12	計量法	第16条	取引・証明のための、計量法で規定する計量をする場合は、以下の要件を満たす必要がある。 ① 計量器を使用すること ② 計量器が特定計量器の場合は、検定に合格したものであること ③ 検定で合格した特定計量器で有効期間のあるものは、有効期間内のものであること	17	17	

項目	根拠法令等	条項	法令等の内容	不適切な事案件数		
				是正済	対応中	
13	計量法	第19条 第21条	使用状況等から性能等が変動する特定計量器に対して、適正計量の実施を確保するために、定期的に検査を行う必要がある。	17	17	
14	建築基準法	第12条第2項	都道府県の不特定多数の人が利用する建築物は、定期に有資格者に点検をさせなければならない。	12	9	3
15	建築基準法	第12条第4項	都道府県の不特定多数の人が利用する建築設備は、定期に有資格者に点検させなければならない。	11	10	1
16	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第5条第3項	特定建築物の届出事項(建築物環境衛生管理技術者等)に変更があったときは1か月以内にその旨を保健所に届け出なければならない。	1	1	
17	消防法	第8条第1項	学校、病院、事業場その他多数人を収容する防火対象物には防火管理者を定め、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報および避難の訓練の実施その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。	2	2	
18	消防法	第8条第2項	防火管理者を定めたときまたは解任したときは、遅滞なくその旨を所轄消防長または消防署長に届け出なければならない。	2	2	
19	消防法	第17条の3 の3	特に人命危険度の高い特定の防火対象物における消防用設備等の点検は資格者が、その他の防火対象物は防火管理者など自ら点検を行い、その結果を定期的に報告しなければならない。	2	2	
20	電気関係報告規則	第4条の2	ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含む絶縁油を利用した電気工作物の使用状況を適正に管理するため、PCB電気工作物を使用している場合、届出事項を変更した場合、使用を廃止した場合に、それぞれ産業保安監督部長あて届出しなければならない。	1	1	
21	フロン類の使用の合理化および管理の適正化に関する法律	第16条	冷媒としてフロン類が充填されている、業務用のエアコンディショナーもしくは冷蔵冷凍機器(第一種特定製品)を管理する者は、一定規模以上の機器に対して定期点検を行わなければならない。	8	8	
22	廃棄物の処理および清掃に関する法律	第12条第2項 第12条の2	事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準等に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。	1	1	
23	廃棄物の処理および清掃に関する法律	第12条の3 第7項	産業廃棄物の処理を委託し産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した者は、事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の状況に関する報告書を作成し、これを都道府県知事等へ提出しなければならない。	29	29	
24	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第11条	対象建設工事を発注する国や地方公共団体は、知事または建築主事を置く市に対象建設工事を行う旨を通知しなければならない。	11	11	
25	土壤汚染対策法	第4条第1項	3,000㎡を超える土地の形質変更を行おうとする場合に、あらかじめ県(土地の形質の変更を行おうとする土地が大津市内にあっては大津市)に届出の提出しなければならない。	8	8	
26	水質汚濁防止法	第7条	特定施設の規模や構造、事業場等からの排水量などを変更しようとするときは、県(大津市内の事業場等については大津市)に届け出なければならない。	2	2	
合 計				281	277	4

※ 6月12日時点是正済件数: 90
6月13日から9月30日は正件数: 187